

2015 年度

# 大会 予稿集

日本公益学会

第 16 回研究大会 秋季研究大会

テーマ : 「社会リスクーガバナンスと公益」

日時 : 2015 年 9 月 26 日 (土)・27 日 (日)

会場 : 筑波大学 (筑波キャンパス)

# 日本公益学会 第 16 回研究大会

## 「社会リスク・ガバナンスと公益」

第 16 回研究大会では、「社会リスク・ガバナンスと公益」を統一テーマといたします。まず、部会Ⅰ「比較安全保障文化研究の試み」では、安全保障をめぐるリスクを「安全保障文化アプローチ」により検討し、その可能性と限界について議論します。部会Ⅱ「女性の『活躍』と公益」では、今日的な課題に対応した男女共同参画や社会イノベーションと公益の関係をめぐって、実態的な議論が展開されるでしょう。さらにグローバル・ガバナンス学会との共通論題では、「トランスナショナルな脅威に対する安全保障」を取り上げ、理論と実証の両方の観点から多角的に社会リスクを考察する機会を設けます。

2 日目の部会Ⅲ「住民参加と公益」や部会Ⅳ「スポーツと公益」においても、わが国が当面するさまざまな社会リスクをどのように制御し、公益の確保をはかるのか、多くの課題について極めて活発な議論や斬新な提言などが期待されます。研究大会は、会員各位が研究上の自由な対話や交流を展開できる場であり、新たな研究の刺激や着想の芽生える場でもあると思われます。ご多用のことと存じますが、会員各位の積極的なご参加をお願い申し上げます。

(下記のプログラムは、8 月 7 日時点のものであり、内容の変更等は学会ウェブサイトでお知らせいたします。)

2015 年 8 月 7 日  
日本公益学会会長  
福田耕治

## 第16回研究大会・プログラム

会場：筑波大学（筑波キャンパス・総合研究棟A、一部3A棟）  
受付は総合研究棟Aの正面入口です。

- ・すべてのセッションを学会員のみならず、非会員の方にも公開いたします。
- ・なお参加費に関しては、学会員は無料です。非会員の学部学生は、学生証の提示を持って参加費無料といたします。
- ・一般の非会員の方は、500円をお支払いいただきますようお願いいたします。

9月26日（土）（会場：総合研究棟A、3A棟）

**10:00-12:00 部会 I 「比較安全保障文化研究の試み」（3A棟403）**

司会・討論者 福田耕治（早稲田大学）

渡邊啓貴（東京外国語大学）	「安全保障文化のアプローチの論点」
佐々木卓也（立教大学）	「アメリカ的戦略文化と冷戦期安全保障政策」
浅野亮（同志社大学）	「中国の外交と文化」
森井裕一（東京大学）	「国際環境とドイツの安全保障文化」
羽場久美子（青山学院大学）	「グローバル化の下での移民流入とゼノフォビア」

**12:05-13:15 懇親会（グローバル・ガバナンス学会と合同）**

（会場：第2エリア 2B棟1階食堂ホール）

【会費 2500円】※当日、学会受付にてお申し込みください。  
軽食と飲み物（ノンアルコール）をご用意しております。

**13:30-15:30 部会 II 「女性の『活躍』と公益」（総合研究棟A107）**

司会・討論者 和田明子（東北公益文科大学）

伊藤真知子（東北公益文科大学）	「男女共同参画社会の形成と公益～『女性活躍推進』のもとで～」
谷俊子（東海大学）	「日本企業における従業員処遇－ケアの倫理による考察－」
遠藤哲哉（青森公立大学）	「東日本大震災におけるキーパーソンシップ～日米のソーシャル・イノベーション調査を通じて」

**15:45~17:45 共通論題 (グローバル・ガバナンス学会と共催)**

「トランスナショナルな脅威に対する安全保障」 (3A棟 403)

司会者 大矢根聡 (同志社大学)

酒井啓子 (千葉大学) 「動乱の中東を域内関係から読み解く」

竹田いさみ (獨協大学) 「海賊を中心に」(仮)

土屋大洋 (慶應義塾大学) 「共有空間としてのサイバースペースの安全保障」

丸茂雄一 (専修大学) 「大規模自然災害：スマトラ沖地震とその後の展開」

討論者 山本武彦 (早稲田大学)

9月27日(日) (会場：総合研究棟A)

**10:00-12:00 部会Ⅲ** 「住民参加と公益」 (総合研究棟A110)

司会・討論者 中島智人 (産業能率大学)

岡本三彦 (東海大学) 「住民投票と『公益』」

石井大一郎 (宇都宮大学) 「住民自治と中間支援組織」

理事会 (12:15 ~13:30) (総合研究棟A205)

総会 (13:30 ~14:00) (総合研究棟A110)

**14:30~16:30 部会Ⅳ** 「スポーツと公益」 (会場：総合研究棟A110)

司会・討論者 飯田義明 (専修大学)

小林勉 (中央大学) 「開発問題とつながり始めるスポーツ」

河原工 (日本スポーツ振興センター)

「日本が取り組み始めたスポーツを通じた公益事業」

## 第 16 回研究大会・会場・交通案内

会場（受付）：筑波大学筑波キャンパス 総合研究棟A 正面入口に受付があります。  
〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 <http://www.tsukuba.ac.jp>

### 会場へのアクセス

- つくばエクスプレス 秋葉原駅から快速 45 分、「つくば駅」下車（片道 1,190 円）  
出口 A3. 時刻表、運賃表はこちらをご覧ください。 <http://www.mir.co.jp>
- バス 筑波大学循環バス（右回り、左回り、いずれも可。270 円）⑥のりば。  
「筑波大学中央」（本部棟前）または「筑波大学」（東京駅行き）バス停下車  
循環バス（左回り）バス停前に「総合研究棟A」があります。
- タクシーの場合、約 1,400 円です(駅から約 4km)。

### 「筑波大学中央」、「筑波大学」（東京駅行き） 停車場発のバス時刻表

・以下は、土日の午後の時間帯のみ記載しています。いずれも「つくばセンター」  
に行きます（\* は「一の矢宿舎」回りのため、遠回りになります）。

バス停 時	筑波大学中央《左回り》	筑波大学中央 《右回り》	筑波大学（東京 駅行き）
12	10, 30, 32*, 50	17, 57	15, 45
13	10, 12*, 30, 50, 52*	37	15, 45
14	10, 30, 32*, 50	17, 57	15, 45
15	10, 12*, 30, 50, 52*	37	15, 45
16	10, 30, 32*, 50	17, 57	15, 45
17	10, 12*, 45, 52*	37	15, 45
18	20, 32*, 50	17, 57	15, 45
19	12*, 40, 52*	37	15, 45
20	20, 32*	16, 56	15, 45

### ○ J R 常磐線

- 荒川沖駅 西口 4 乗り場から「筑波大学中央」行バスで 30-40 分  
西口からタクシーで 20-25 分
- 土浦駅 西口 2 乗り場から「筑波大学中央」行バスで 35-40 分  
西口からタクシーで 15-20 分

### ○ 東京駅から高速バス

- 東京駅八重洲南口から「筑波大学」行きバス（約 75 分）
- 高速バス乗り場（2 番バス停）
- 時刻表と運賃は、次の関東鉄道のサイトをご覧ください。  
[http://www.kantetsu.co.jp/bus/highway\\_tsukuba\\_tokyo.html](http://www.kantetsu.co.jp/bus/highway_tsukuba_tokyo.html)

### ○ お車の場合、

次の路線地図をご参照ください。

[http://www.tsukuba.ac.jp/access/tsukuba\\_access.html](http://www.tsukuba.ac.jp/access/tsukuba_access.html)

学内駐車場の本部棟エリア北駐車場 3 カ所（キャンパスマップの (P) の場所）を  
ご利用いただけます。当日、駐車場ゲートは開いています。

# キャンパスマップ 中地区



受付および部会の会場は、上記のバス停「筑波大学中央」前にある総合研究棟 A です。  
 共通論題は 3 A 棟（長い矢印）、懇親会は 2 B 棟 1 階の食堂ホールで行います。

○つくば駅近くのホテル

オークラフロンティアホテルつくば

〒305-0031 つくば市 吾妻 1-1364-1

[http://www.okura.com/jp/domestic/kanto/okura\\_tsukuba/](http://www.okura.com/jp/domestic/kanto/okura_tsukuba/) つくば駅徒歩 3 分

オークラフロンティアホテルつくば (エポカル)

〒305-0032 つくば市 竹園 2-20-1

[http://www.okura.com/jp/domestic/kanto/okura\\_tsukuba/](http://www.okura.com/jp/domestic/kanto/okura_tsukuba/) (エポカル館)

つくば駅徒歩 10 分

ダイワロイネットホテルつくば

〒305-0031 つくば市 吾妻 1-5-7

<http://www.daiwaroynet.jp/tsukuba/> つくば駅徒歩 3 分

東横 INN つくばエクスプレス研究学園駅北口

〒305-0817 つくば市研究学園 5-13-7

<http://www.toyoko-inn.com/hotel/00228/index.html> 研究学園駅北口徒歩 3 分

その他にもホテルはあります。宿泊予約については、会員各人で直接ホテルに予約して下さい。

**\* 大会のプログラムは、本学会のウェブページでも順次更新してご案内いたします。**

**<http://www.koeki.gr.jp/>**

**また、本学会のウェブサイトにて、参加申し込みが可能です。**

\* なお、当プログラムは 8 月 10 日時点の情報に基づいて作成されております。

## 部会別 レジューメ集

### 部会 I 「比較安全保障文化研究の試み」

9月26日(土) 10:00-12:00 (3A棟 403)

司会・討論者 福田耕治(早稲田大学)

渡邊啓貴 (東京外国語大学) 「安全保障文化のアプローチの論点」

佐々木卓也 (立教大学) 「アメリカ的戦略文化と冷戦期安全保障政策」

浅野亮 (同志社大学) 「中国の外交と文化」

森井裕一 (東京大学) 「国際環境とドイツの安全保障文化」

羽場久美子 (青山学院大学) 「グローバル化の下での移民流入とゼノフォビア」



## 安全保障文化のアプローチの論点

2015年9月26日

東京外国語大学大学院 渡邊啓貴

### 1 「安全保障・戦略文化」の射程

- ① 「文化」という言葉の定義
- ② 安全保障研究の範囲
- ③ 安全保障・戦略文化研究の方法論

### 2. 安全保障・戦略文化論の系譜

- ① 1940-50年代人類学的系譜から「国民性の研究」
- ② 80年代には学際的風潮の中で文化と国家の行動との関係を文化的「行動戦略」として捉える
- ③ 戦略文化第1-3世代の議論  
「行動選択を制約する観念的環境」

### 3. EU 安全保障文化フランス安全保障文化

- ① 冷戦終結後各国の戦略文化は一つに収斂していこうとしているのか。
- ② 各国の戦略的規範と観念の変化と永久化をどのように考えていくのか。
- ③ 合意形成はどのような分野でなされているのか、そして国家横断的な規範の不一致がどんなところでEUが共同の効果的行動をとることを不可能にしているのか。

## アメリカ的戦略文化と冷戦期安全保障政策

立教大学 佐々木卓也

はじめに

「戦略文化」について

### 1 アメリカ的戦略文化

・ 国民的信条・信念

特有の国民意識

ヨーロッパとの対比性

自由主義・民主主義的理念

・ 独自の外交経験と外交アプローチ

孤立主義と単独主義の伝統

恵まれた国際環境

「無料の安全保障」(C. Vann Woodward)

「絶対的な安全保障」(James Chace and Caleb Carr)

「価値」の外交

ヨーロッパ的外交の拒絶

勢力均衡・秘密条約・同盟・大常備軍の拒否

diplomacy と foreign policy

・ 独自の軍事経験

平和と戦争の峻別

平和は常態、戦争は逸脱

圧倒的な軍事力の行使

終戦後は武装解除

軍事技術の優位の追求

兵士の死傷者増の忌避

### 2 冷戦期の安全保障政策

・ 冷戦の特異性

平和でも戦争でもない国際状況

ケナンの封じ込め構想の斬新さ

・ 封じ込め戦略の特徴

アメリカ的戦略文化の拒否と受容

「ヨーロッパとの和解」(麻田貞雄)

強固な理念と反共主義

外交の活用に対する消極性

軍事的優位の追求

独特の「同盟」政策

・ SDI 構想とアメリカ的戦略文化

### 3 おわりに

## 国際環境とドイツの安全保障文化

森井裕一 東京大学大学院総合文化研究科 教授

ymorii@ask.c.u-tokyo.ac.jp

第二次世界大戦後のドイツ連邦共和国は、欧州統合の枠組みと北大西洋条約機構（NATO）によって主権を回復し、国際社会に復帰した。冷戦期には東西対決の最前線国家として、国際機関・同盟の多角的な国際的枠組みと徴兵制の実施により、安全保障を確保していた。とりわけ徴兵制は、歴史への反省から社会と軍が分断されることのないように、つまり人権を尊重する市民が徴兵制により制服を着て軍に入り、この「制服を着た市民」が領土防衛、NATO 防衛の要となるという理念の下で制度が設計されていた。その結果ドイツ連邦軍は戦後ドイツ社会の中に深く根ざし信頼される存在となっていった。

しかし、冷戦の終焉と東西ドイツの統一、その後の NATO と欧州連合(EU)の中東欧への拡大により、ドイツは周囲を全て友好国に囲まれ、またロシアもパートナーと認識されるようになったことから領域防衛の必要が実質的になくなった。連邦軍の定員の削減や良心的兵役拒否制度の利用が大きく拡大したことによって、徴兵年齢に達しても実際に連邦軍に入隊するものの比率は大きく低下した。また同時に、連邦軍の活躍の場は領域防衛よりもむしろ、国際的な枠組みの中での旧ユーゴスラビア地域における地域紛争の鎮静化や紛争後の平和構築への貢献、EU の共通安全保障・防衛政策(CSDP)の枠組みにおけるアフリカ等での活動、9.11 テロ後はアフガニスタンへの派遣など、冷戦期とは全く異なる危機管理が主な任務となっていった。その結果長い議論を経て、2011 年には徴兵制が停止され、ドイツ連邦軍は欧州の多くの諸国同様にプロフェッショナルから構成される軍へと変容することとなった。しかし、この時期は財政規律重視という軍改革の大きな障害となる予算制約が強く働き、軍の機能転換は今日に至るまで十分には達成されていない。またアフガニスタンで多くの犠牲者を出したことは、国際貢献の難しさをはっきりと認識させることにもなった。

本報告では以上のような連邦軍の変容を手がかりとして、国際安全保障環境の変化と CSDP の展開がドイツの安全保障議論に歴史認識、政策の点でどのような影響を与えていったかを中心に論じる。国際的な危機管理は、難民やテロなど新しい安全保障の課題であるが、ドイツにおいてはこれらの安全保障認識が戦後社会の中に根ざした国際的な多角主義、人権という諸規範と緊密に結びつけられている。規範は不変であるが、環境変容により手段は変容した。その結果、外交政策、開発援助政策などと連繋した包括的な安全保障政策が展開されるようになり、手段としての連邦軍の役割が変容してきたことを論じる。

## グローバル化の下での移民流入とゼノフォビア－EUの安全保障文化との相克

青山学院大学 羽場久美子

本報告では、移民の流入に伴い、欧州先進国を中心に「ゼノフォビア（外国人嫌悪）」、移民排斥が起きている状況を分析する。それにより、「多様性の中の統合」を掲げるEUの安全保障文化政策にどのような変化が起こっているのか、あるいはそもそも周辺国を紛争地帯に囲まれているEUの政策の中に「外との壁」による「城内平和」、ユーロセントリズムが内包されていたのか、「多様性」は欧州に限定されているのか、という問題を考える。

グローバリゼーションの進展の中、移民の流入・流出が議論されて久しい。

移民の数は、国連の統計によれば、1990年には、1.5億人であったが、2000年に1.8億人、2010年に2.1億人、2013年に2.3億人と増加している。

冷戦終焉後、頭脳労働者も国境を越えて流入し、これが中産層における正規労働者の非正規化や、大卒若者の就職難を引き起こしている事例もある。

また、移民の半数が女性であることも意外と知られていない。サービス業の増大に伴い、未熟練労働者の男性の移民と言うイメージは大きく変化し、世紀転換期以降、ほぼ50%前後が女性である。これはトラフィッキング（人身売買）等多くの問題も引き起こしている。

移民の多くはアメリカとヨーロッパと考えられてきたが、これも異なり、ヨーロッパへの移民が第1位であるが、アジアの移民が欧州に並び多く、アメリカは第3位である。

移民の流出先も東（旧東欧諸国）から南（アフリカ中東から）へと変化している。1998－2000年に80万人を超えていた旧ソ連東欧諸国からドイツへの移民は、2010年には激減して全体で30万人程度、他方で世紀転換期にはほとんど目立った移民がいなかったスペイン、イタリアでは、EU域外域内を合わせると100万人近い移民がアラブ・アフリカの近隣諸国および南の新加盟国から流入している。「難民ボート」に載った移民が地中海の島で入国拒否され餓死するなど、問題も起こってきている。周辺地域の不安定化と、EUの拡大が、移民の流入を誘発している側面もある。

本報告では、移民の実態分析、欧州を取り巻く国際環境の変化と賃金格差の増大、競争力の激化に伴う非正規労働者の増大に加え、移民の2世、3世が市民権を得る中、不満を増大させテロに加担している実態（シリアのISへの欧州の移民出身の若者の参加など）、そうした中で2014年の欧州議会選挙で、2割から4分の1を超える得票が右翼政党に集中するなど、北欧、西欧などの先進人権国で「ゼノフォビア」成長の異変が起こっている事実を、EUの「多様性の中の統合」との相克、ユーロセントリズム、ないし国家ナショナリズムの強化の中で考える。

部会 II 「女性の『活躍』と公益」

13:30-15:30 (総合研究棟 A107 )

司会・討論者：和田明子（東北公益文科大学教授）

報告者：伊藤眞知子（東北公益文科大学教授）

「男女共同参画社会の形成と公益～『女性活躍推進』のもとで～」

谷 俊子（東海大学助教）

「日本企業における従業員処遇－ケアの倫理による考察－」

遠藤哲哉（青森公立大学教授）

「東日本大震災におけるキーパーソンシップ～日米のソーシャル・イノベーション調査を通じて～」

## 男女共同参画社会の形成と公益 ～「女性の活躍推進」のもとで～

伊藤眞知子（東北公益文科大学）

E-mail: ito@koeki-u.ac.jp

男女雇用機会均等法制定から 30 年、男女共同参画社会基本法制定から 16 年が経過した。安倍政権は女性の「活躍」推進を掲げ、職業生活での「活躍」推進のための、いわゆる「女性活躍推進法案」が第 189 回国会において成立する見通しとなっている。では、日本社会における男女平等はどれほど進んだのだろうか。女性が差別されることなく生きることができる社会へと変化しているのか。本報告は、男女平等をめざす政策的取組みの検証を通じて、男女平等の意義ならびに課題を明確化し、公益との関連を論じることを目的とする。

日本国憲法には、性別によって差別されない法の下での平等が規定され（第 14 条）、家庭における個人の尊厳と男女両性の本質的平等が規定されている（第 24 条）。だが、男女雇用機会均等法（1985）が成立するまで、雇用の場における男女差別を禁じる法律は存在しなかった。女性のみ 30 歳定年制や結婚退職制等がまかり通っていたのである。均等法制定、国籍法改正（1985）、家庭科の男女共修（男女同一のカリキュラム）の 3 点の実現したことにより、女性差別撤廃条約（1979 国連総会決議）を批准し、日本はようやく国際社会の男女平等の取り組みに足並みをそろえることができた。

男女共同参画社会基本法（1999）は、その前文において、男女共同参画社会の形成を「我が国社会の最重要課題」と位置づけ、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第 2 条）と定義している。基本理念は、①男女の人権の尊重、②社会の制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動との両立、⑤国際的協調の 5 点である。男性も女性も仕事、家庭、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、夢や希望を実現できる社会に向けて、従来の固定的な性別役割や社会的慣習にしばられない男女のあり方の実現を図るものである。なお、男女共同参画という語は政策上の造語であり、英語では Gender Equality、すなわちジェンダー平等、男女平等と同義である。21 世紀を目前に、日本政府は男女平等に本格的に取り組むための法整備と推進体制（男女共同参画会議、事務局として内閣府男女共同参画局）を整えた。

ところで、「失われた 90 年代」と言われるように、1990 年代以降の日本社会は経済の低迷が続き、雇用の非正規化が進行、とりわけ若者、女性の非正規化が著しく進んだ。現在、アベノミクスによる景気回復が言われるものの、雇用者の実質賃金は増加せず、先進国のなかでの高い貧困率は減少していない。90 年代以降現在まで、未婚化・晩婚化がさらに進行し、少子化がさらに深刻化していることは周知のとおりである。合計特殊出生率は 2012 年に 1.41、2013 年に 1.43 と 1.4 を上回ったものの、2014 年には前年を下回っている。同年、日本創成会議は 2040 年までに 20～39 歳の若年女性人口が現在の半数以下になる自治体（「消滅可能性都市」）が全国で 896 にのぼるという試算を示し、「人口減少問題」と「東京一極集中」に警鐘を鳴らした。出産年齢の女性人口が減少（自然減、社会減）していくことで、仮に出生率が上向いても、すぐに人口減少を止められないことを明示したのである。政府はこれを受けたかのように、「人口減少問題」に対応すべく「ま

ち・ひと・しごと創生本部」を設置し、「地方創生」政策をスタートさせた。

この間に男女共同参画に関する国際的な指数は、低下の一途をたどっている。世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」によれば、経済、教育、保健、政治の各分野における日本の指数は過去 9 年間ほぼ横ばいで上昇しておらず、世界ランキングは 115 カ国中 80 位（2006）から 142 カ国中 104 位（2014）へと下降した。とくに政治分野は 129 位（2014）という低さである。国内の指標が上昇しているにもかかわらず、他国のジェンダー・ギャップ解消のスピードに追いつかず、ランクを落とし続けている現状がある。

そこで、「女性の活躍推進」政策が打ち出されたことは歓迎すべきことである。しかし女性に家事・育児・介護等の過重な負担を負わせたまま（男性の家事・育児時間は国際比較では最少）、職業生活では「男並み」の長時間労働で「活躍」せよというのは、無理な要求である。女性が働きやすく、子育てしやすい環境整備やサービスの充実は急務となっている。だが、今必要なのは、男性中心の働き方（長時間労働等）の見直し、均等待遇（同一価値労働同一賃金）の実現、税・社会保障制度の「逆機能」（大沢真理）の是正（共稼ぎ貧困・子どもの貧困の削減）、共働きを基準とする制度改革等、「女性」だけでなく、「男女」（性別にかかわらずだれも）が働きやすく、子育てしやすい条件整備、抜本的な制度改革である。とくに若い世代が将来に希望をもって働き、家族を形成できるようにすることが重要だ。限られた財源をいかに必要なところに効果的に注ぎこめるかが問われる。

さて、だれもが尊重され、社会生活のあらゆる場面に参画する男女共同参画社会の形成は、公益を議論するうえで欠くことのできない課題であるといえる。人種や民族、性別、性的指向、障害の有無等、違いをもつ多様な人々が、人として尊重され、違いを違いのまま対等に認め合い、共生することと言い換えられよう。そこで、公益の実現を「社会の成員のだれもがそれぞれの能力を開花させ、高い生活の質を確保することができ、よりよい生を手にするという可能性を高めていくこと」ととらえ、そのために「不条理な苦痛」（市井三郎）を軽減していくことを公益（実現の）活動としてとらえてみたい。「不条理な苦痛」とはみずから責任を問われる必要のないことから受ける苦痛であり、たとえば性別、出生した国・地域や家族、加齢、事故や疾病による障害等である。性別（ジェンダー）にともなう苦痛は、個人にとどまらず、社会的な解決を要する課題となる。「個人的なことは政治的なこと」というフェミニズムのテーゼが提起したのはこのことであった。

公益（実現の）活動は、何らかの苦痛をとまなうことが想定される。これを市井は「創造的苦痛」と呼び、みずから創造的苦痛を選びとり、その苦痛をわが身に引き受ける存在が必要であるという。これこそが公益の担い手であり、それぞれのテーマにおいて、自分を超えて他者とつながり、協働していく（できれば苦痛ばかりでなく、楽しく）という活動の積み重ねが、公益実現への道のりであると考えられる。

#### 参考文献

市井三郎（1971），『歴史の進歩とは何か』岩波書店。

大沢真理（2013），『生活保障のガバナンス』有斐閣。

内閣府男女共同参画局編集（2004），『逐条解説 男女共同参画社会基本法』ぎょうせい。

増田寛也編著（2014），『地方消滅—東京—極集中が招く人口急減』中央公論新社。

World Economic Forum（2014），“The Global Gender Gap Report 2014”，

[http://www3.weforum.org/docs/GGGR14/GGGR\\_CountryProfiles.pdf](http://www3.weforum.org/docs/GGGR14/GGGR_CountryProfiles.pdf)

# 日本企業における従業員処遇—ケアの倫理による考察—

谷 俊子（東海大学）

## 本研究の目的と背景

本研究の目的は、企業における従業員に対するケアの倫理およびそれに伴うケアはどうあるべきか、またそれらは実際に企業の従業員処遇としてふさわしいものかを検討し、また実際にケアの倫理が存在しているかどうかを調査し、明らかにすることである。

日本企業では様々な属性の従業員が増加していることにより、人事労務管理上、その処遇も個別性が高いことを意識する必要がある。制度が対応しきれないそれぞれの違いに対しては、管理職や人事部門による適切な人的対応の質の確保が必要になってくる。人事労務管理の新たな課題の 1 つである子育て支援に関し、実際に制度・施策が効果的に運用され機能するには、運用面での対応が必要であると同時に、仕事管理等の職場全体のマネジメントが重要である。制度による支援のしくみがうまく回るためには、各職場において、管理職を中心として同僚たちが、個々人の状況に合わせた支援や気遣いを行うことが求められている。それは支援制度に規定されたものではなく、個々の従業員が「こうすべき」という判断をし、行動につなげるものである。そこには何らかの倫理的判断が介入している。よい支援を実現するためには、従業員の倫理観について検討することが有効である<sup>1</sup>。

## ケアの倫理

義務論、功利主義等、様々な倫理規範・理論の中でも、ケアの倫理は「生き方の理想に関わる理論」であり、行為者の性格特性に関わるものである。そしてこれらの理論は人間の性格特性に関して目指される卓越性やケアに関する理想を善として掲げ、その最大化を目指す立場である。特に「ケアの倫理」は、ケアする人であることを生の目的とする立場である<sup>2</sup>。ケアの倫理の特徴として、以下の 5 つがあげられる。

- ① 道徳性の根拠を、正義、公正、一般的法則といった普遍的で非個人的な原理に求めるのではなく、それを現実の個別的な状況での、具体的な人間相互の関与の仕方に見いだそうとする<sup>3</sup>。
- ② 人間関係こそが自己と他者のあり方を決める規準であり、道徳的行為者としての自己は、人間関係の文脈のなかで他者のニーズを認識し、その認識に反応していく存在であると考え<sup>4</sup>。他者のニーズにどう応えるべきかという観点からの倫理観が重視される<sup>5</sup>。
- ③ 小規模で個人的な関係が倫理観の行動の対象である<sup>6</sup>。自分の近くにいる人を気づかうことが倫理的に善であると考え、個人の一对一の出会いにおいて、受け取られ感謝されることで「気づかわれる者」が「気づかう者」と相互交渉できる場合に成立する<sup>7</sup>。
- ④ 単に「気にかける(care about)」ことと、「ケアすること(caring-for)、世話をしたり、面倒を見る」こととは別であり、ケアの倫理は後者であると考え<sup>8</sup>。
- ⑤ ケアする人の行い以前の意識、つまり動機を重視し、そこに道徳性を見出す<sup>9</sup>。道徳的に善い行為を定義する場合、それは他人にたいする気遣い(care)に動機づけられた行為であり、行動や振る舞いが道徳的に優れたものだといえるかどうかは行為者の内面にある動機を吟味しなければわからないと考える<sup>10</sup>。

また主に社会学で提唱される「ケア」の特徴として、以下の 4 つがあげられる。

- ① ケアする者とケアされる者とのあいだの相互行為である<sup>11</sup>。
- ② その人に温かい関心を示すだけでなく、その人の要求を理解し、適切に応答する<sup>12</sup>。



他者の世話をし、そのニーズに応じて何かを提供するというように、要求の理解と応答をすること。

- ③ 相手の善をめざす、相手と向き合いつつなす<sup>13</sup>、相手の成長を助ける、それによってケアをする人は自分自身を実現する<sup>14</sup>、
- ④ 信頼が大切であり、他者の自由を認め、他者は他者であるにとらえる<sup>15</sup>。

### ケアの倫理の実態調査

本研究では、子育て中の従業員とその上司に焦点を当て、実際に企業においてインタビューを行い、ケアの倫理が存在しているのかどうかを調査した。その結果、企業の子育て支援は、育児休業制度や短時間勤務制度といった制度の制定だけではなく、運用における様々な職場の努力が存在することを明らかにすることができた。制度やマニュアルには明記されていない上司や同僚の気遣いや工夫がインタビューの中から多く見つかった。調査した中で得られた回答内容を社会調査法の手順にしたがって「仕事へのケア」と「心へのケア」の2つに分けた。「心へのケア」の中には、業務を滞りなく遂行させることが目的であるケアもあったが、必ずしも業務のためだけではない、「ケアする人」であることを目的・目標としていると思われるケアも多数見つけることができた<sup>16</sup>。

### 引用文献および脚注

- 
- <sup>1</sup> 谷俊子[2015]『ワーク・ライフ・バランスとケアの倫理－イクボスの研究』静岡新聞社、はじめに
  - <sup>2</sup> 田中朋弘[2012]『文脈としての規範倫理学』ナカニシヤ出版、序論 xvii
  - <sup>3</sup> 立山善康[1990]『実践的課題としての「ケアリング」について』（関西倫理学会編[1990]『現代倫理の課題』晃洋書房、p.70
  - <sup>4</sup> Kuhse, Helga., [1997] *Caring: Nurses, Woman and Ethics*, Blackwell Publishers Ltd., p.117（竹内徹監訳[2000]『ケアリング－看護婦・女性・倫理』メディカ出版）
  - <sup>5</sup> 川本隆史[1995]『現代倫理学の冒険－社会理論のネットワークへ』創文社、p. 68
  - <sup>6</sup> Noddings, Nel., [1984] *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, Univ of California Press. Second edition., p.86（立山善康他訳[1997]『ケアリング－倫理と道徳の教育 女性の観点から』晃洋書房）
  - <sup>7</sup> Racheles, James., [1999] *The elements moral philosophy*, The McGraw-Hill Education, p.171（古牧徳生他訳[2003]『現実をみつめる道徳哲学』晃洋書房）
  - <sup>8</sup> Noddings, Nel., [1984]前掲書、pp.9-16
  - <sup>9</sup> Noddings, Nel., [1984]前掲書、pp.4-5
  - <sup>10</sup> Noddings, Nel., [1984]前掲書、pp.15-16
  - <sup>11</sup> 上野千鶴子[2011]『ケアの社会学』太田出版、p.6
  - <sup>12</sup> Mayeroff, M., [1971] *On Caring, Perennial; Reissue.*, pp.39-40（田村真他訳『ケアの本質』ゆみる出版）
  - <sup>13</sup> 清水哲郎[2005]「ケアとしての医療とその倫理」、pp.110-111（川本隆史編[2005]『ケアの社会倫理学』有斐閣、pp.105-129）
  - <sup>14</sup> Mayeroff, M., [1971] 前掲書、pp.94-100
  - <sup>15</sup> Mayeroff, M., [1971]前掲書、pp.27-29
  - <sup>16</sup> 谷俊子[2015]前掲書、p257

# 東日本大震災におけるキーパーソンシップ ～日米のソーシャル・イノベーション調査を通じて～

遠藤 哲哉（青森公立大学）

## <要約>

東日本大震災時のような危機的状況において、ソーシャル・イノベーションを巡る潜在的リーダーシップの倫理的、精神的側面に注目し、その倫理（価値意識）的側面と仕事の改善、改革（イノベーション）への行為努力がどのような関係にあるか、国際比較調査を通じて試論的に展開した。地域調査は、利他的精神度測定項目を含む新しいバージョンのキーパーソンシップ測定尺度を用いて、日米比較を行った。ホワイトヘッドのPeace（平安）の概念を志向しつつ、しかし、測定可能なコンセプトとして包括的意識（価値）を設定し、分析を進めてきた。検証の結果、利他的精神と仕事の改善、政策イノベーションへの行為努力との間には正の影響関係が示唆された。また、質的調査においては、千代田区の非営利株式会社による地域活性化モデルを釜石復興支援に適応し、ボランティア事業活動を先駆的に行っているT氏の事例から、キーパーソンシップ因子の中でも利他的精神因子の高いことが示唆された。この点を、女性と地域活性化の観点からも検討する。

（キーワード） 経営倫理（Management Ethics）、リーダーシップ（Leadership）、キーパーソンシップ（Keypersonship）、ソーシャル・イノベーション（Social Innovation）

## 1. はじめに

2011年3.11の東日本大震災及び福島原発による災害は、多くの人々の命を奪い、避難民を生み出した。このような災害において、沢山のボランティアや一般の職員たちの多くが、瞬時に判断して人命救助を行い、復興に従事してきた（Endo & Paules, 2011）。本研究は、こうした危機的状況において地域経営を巡る潜在的リーダーシップに注目し、その倫理（価値意識）的側面と仕事の改善、改革への行為努力がどのような関係にあるか、ソーシャル・イノベーション、女性、地域活性化を念頭に、国際比較調査をベースにしつつ試論的に展開した。

## 2. キーパーソンシップ：ホワイトヘッドのPeace論を志向して

本研究においては、ホワイトヘッド理解に基づき、キーパーソンシップについて、「平安（Peace）に向かう、情緒の純化を伴う精神の質であり、自己制御（self-control）である」とした。図1が、本研究で想定しているキーパーソンモデルである。

本研究では、平安（Peace）を志向する途上の概念として包括的意識（価値）を置き、その中の一つの因子として利他的精神因子を位置付ける。ここで、利他的精神とは、「見返りとしての報酬や期待を伴うことなく他に尽くそうとする価値意識」とする。平安（Peace）とは、「利他的精神を含み、情緒の純化を伴う精神の質であり、創造的な調和の実現に向かう自己制御（self-control）である」と規定する。また、本論では、利

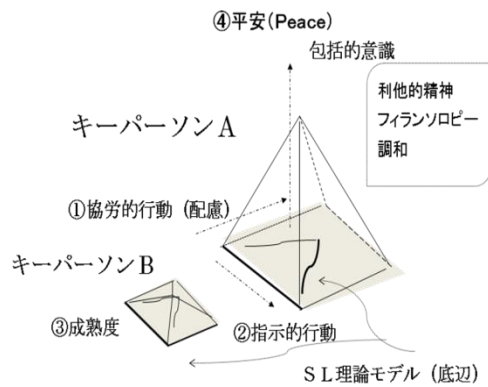


図1 キーパーソンシップモデル(Endo & Paules, 2012)  
(利他的精神Versionモデル)

会社による地域活性化ビジネスモデル  
石市の震災復興プロジェクトに応用す  
り組みが始まっている。その実践を先  
立って行っているT氏のキーパーソン  
プ因子を日米データの中で対比したの  
図2である。T氏のケースで特にウ  
トが高くなっているのが利他的精神因  
あり、次いで、調和であった。以上の  
女性、地域活性化の観点から検討した。

他 的 精 神 ( Altruism ) は、 Endo & Paules  
( 2011 ) に お け る キ ー パ ー ソ ン シ ッ プ の 包 括  
的 意 識 ( キ ー パ ー ソ ン シ ッ プ 度 ) に お け る 因 子  
と 位 置 付 け、 平 安 ( Peace ) へ 至 る 一 階 梯 と  
し て の 位 置 に あ る と 仮 定 す る。

質 的 調 査 に 関 し て は、 非 営 利 株 式 会 社 の 事 例  
( T 氏 の 実 践 ) を 中 心 に 分 析 し た。

千 代 田 区 に お い て、 ビ ル 賃 貸 業 を 行 っ て い  
る 地 域 の 振 興 策 と、 そ こ で 成 功 し た 非 営 利 株 式

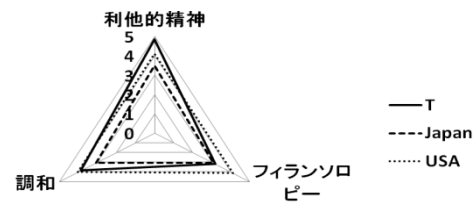


図2 キーパーソンシップ因子日米比較に  
おける位置

を 釜  
る 取  
頭 に  
シ ッ  
が、  
エ ー  
子 で  
点 を、

### 3. まとめ

本調査によって、大災害における人命救助、及び復旧・復興支援時における人々の態度、行動は、精神性と深く関係することが示唆されるのである。また、構成因子の関係については、日米において、異なった組み合わせの特徴が示唆されたものの、利他的精神因子は共通に観察された。さらに、危機を体験した人々とそうでない人々では、利他的精神度に違いが生じる可能性があることが、今回のデータから示唆された。ホワイトヘッド (1933) が述べているように、「悲劇は決して徒労ではなく、悲劇体験が昇華 (情緒純化) の端緒となる」何らかの関係の存在が示唆される。最後に、千代田区の非営利株式会社による地域活性化モデルを釜石復興支援に適応し、ボランティア事業活動を先駆的に行っているT氏の事例から、キーパーソンシップ因子の中でも利他的精神因子の高いことが示唆された。以上の点を、女性と地域活性化の観点から検討した。

#### (参考文献)

Tetsuya Endo, P. Michael Paules(2011),"International Comparative Study of New Leadership Dimension on Local Government Organization : USA, China and Japan," Proceedings of 2011 International Conference on Public Administration (7th) Volume III

Whitehead.A.N. (1933), *Adventures of Ideas*, The Free Press. (A.N. ホワイトヘッド 『観念の冒険』 山本誠作・菱木正晴訳、松籟社 1982 年)

共通論題（グローバル・ガバナンス学会と共催）

「トランスナショナルな脅威に対する安全保障」

15：45～17：45 （3A棟403）

司会者 大矢根聡（同志社大学）

酒井啓子（千葉大学）「動乱の中東を域内関係から読み解く」

竹田いさみ（獨協大学）「海賊を中心に」（仮）

土屋大洋（慶應義塾大学）「共有空間としてのサイバースペースの安全保障

丸茂雄一（専修大学）「大規模自然災害：スマトラ沖地震とその後の展開」

討論者 山本武彦（早稲田大学）

## 大規模自然災害：スマトラ沖地震とその後の展開

専修大学  
丸茂雄一

2004年12月26日に発生したM9.1のスマトラ沖地震に伴う海底の変位は、大津波を引き起こしインド洋全域に拡大。沿岸諸国に甚大な人的・物的被害をもたらした。インドネシアでは、スマトラ島北部のナングル・アチェ・ダルサラム州（アチェ州）を中心に、死者・行方不明者は23万人に上った。アチェ州では、中央政府と独立派武装組織「独立アチェ運動（GAM）」の間で衝突が続いてきた。このため、国軍は、GAM制圧のための軍事作戦を継続。中央の治安部隊は、一般住民に対してもシンパの洗い出しを行い、住民の人権侵害が継続してきたという歴史を有する。この特殊な地域において、甚大な被害が発生したため、中央政府の救援活動が進展する見込みが乏しかった。

2005年1月3日、インドネシア政府から日本政府に対し、支援要請があった。1月6日以降、国際緊急援助隊が、アチェ州を中心とした地域に派遣された。初めて3自衛隊から要員がそろって派遣され、自衛隊史上最大規模かつ長期にわたる海外における活動であった。さらに、統合連絡調整所（JCC）が、史上初めて設置され、3自衛隊の統合運用、現地政府や他国の緊急援助隊との調整の任に当たった。

このインドネシアでの救援活動は、①陸上自衛隊の活動基盤を輸送艦に設定して、陸自のヘリコプターを初めて海外に展開させた、②陸上自衛隊はスマトラ島北部のパンダ・アチェで活動し、③航空自衛隊はC-130輸送機などで迅速に陸自の緊急医療チームを輸送するとともに、タイのウタパオ海軍基地等を拠点として、救援物資の航空幹線輸送を実施した点に特徴がある。

最大の派遣国はアメリカであり、空母を始めとする2万人規模の派遣であった。この救援活動がもたらした成果として、①活動の拠点が海上に置かれたことで、陸上に展開した場合に懸念される、現地住民との摩擦を最小限に抑えられたこと、②その結果、交通やインフラの基盤に乏しく被災地での救援活動を効果的に行えたこと、③米軍プレゼンスを誇示することができたことであるといわれる。この活動以降、米海軍の主任務の中に統合任務を帯びた救援活動が位置づけられた。現在、米軍関係者には、災害救援活動が地域各国との外交関係に及ぼす影響の大きさや、海上を基盤とするシー・ベイシング(Sea basing)という考え方の有効性が、認識されつつある。

従来、国防省は、「戦争以外の軍事作戦」(Military Operations Other Than War : MOOTW)のドクトリンを策定していた。通常戦闘において敵に打撃を与える能力には長けた米国であるが、MOOTWの実施には戦闘作戦とは異なる能力が求められる。一方、同盟国としての日本は、テロ対策特別措置法やPKO法などの下で物資・燃料の補給や医療、給水などの活動を実施してきた経験が蓄積されている。日本が従来から実施してきた国際貢献活動は、MOOTWで同盟国の支援を求める米国側のニーズに適うものであるといえよう。

スマトラ島沖地震の救援活動を通じて、自衛隊は初の統合運用任務を行い、米軍もシー・ベイシングの概念を実践した。この救援活動から米軍が得た成果は、東日本大震災での「トモダチ作戦」における戦略的意図や、作戦上の概念に反映されている。

### 部会Ⅲ 「住民参加と公益」

9月27日（日）10:00-12:00 （総合研究棟A110）

司会・討論者 中島智人（産業能率大学）

岡本三彦（東海大学） 「住民投票と『公益』」

石井大一郎（宇都宮大学）「住民自治と中間支援組織～横浜における中間支援組織の歴史と展開～」

## 住民投票と「公益」

岡本 三彦（東海大学）

1990年代半ば以降、日本の地方自治体においても、さまざまな課題に関して条例に基づく住民投票が行われている。このような住民投票は、1996年の新潟県巻町（現新潟市）での住民投票以降、2015年8月までに29件が実施されている（市町村合併に関連するものを除く）。なかでも、2005年以降は、公共施設をめぐるものが多くなっている。その背景には、厳しい財政状況とそれに対する住民意識の変化がある。自治体が計画している公共施設の中には、多額の建設費や維持費がかかるものがある。しかし、このような計画に対して、住民（納税者）のなかには、厳しい財政の下で多額の支出を必要とする施設が本当に必要なのか、という疑問をもつ者も少なくない。財政状況が良い時には一部の利害関係者の同意さえ得られれば建設できた公共施設も、今日では住民の合意がなければ建設は難しくなっている。

このような多額の支出を伴う計画に関する住民投票は、欧米諸国においてもしばしば実施されている。例えば、オリンピックの開催地に立候補しようという自治体が住民投票によってその採否を決定するというのがそれである。オリンピックによって、開催都市は、世界各国から多くの選手や観光客が訪れることから知名度も高まり、一定の経済効果が期待できる一方で、会場の建設やインフラの整備などに多額の費用がかかるだけでなく、大会終了後は施設の維持・管理にも相当の費用が必要となることから、自治体にとっては大きな財政負担になる。2022年のオリンピック冬季大会の立候補をめぐることは、ドイツのミュンヘン、サン・モリッツやダボスがあるスイスのグラウビュンデン州において、また2028年の夏季大会についてはオーストリアのウィーンにおいて、2013年に住民投票を実施している。いずれも住民投票で反対が過半数を占めたため、各自治体は立候補を取りやめている。これらの自治体の住民は、オリンピック開催のメリットよりもデメリットの方が大きいと判断したといえよう。

住民投票には、財政の支出を抑制する効果があるとされる。自治体の財政が厳しくなれば、限られた資源（税金）をどのように使うのか、とくに大規模な支出については、納税者としての住民が意思決定に関与することは意義があると考えられる。だが、その一方で、公共施設の是非を住民が決定することに対しては必ずしも積極的な意見ばかりではない。

そこで、本報告では、日本の地方自治体における住民投票を中心に、欧米諸国での公共施設をめぐる住民投票についても言及しながら、とくに日本の住民投票の課題や「公益」との関係などについて議論していく。

## 住民自治と中間支援組織

### ～横浜における中間支援組織の歴史と展開～

宇都宮大学 地域連携教育研究センター  
特任准教授 石井大一郎

#### 1. コミュニティ政策と中間支援組織

##### (1) 都市内分権と中間支援組織

現在多く議論され、また試行されている都市内分権は、自治の両輪である団体自治と住民自治の関係性の再構築と、それぞれにおける改革のことを意味している。ここでは、都市内分権を地域住民自治の推進と捉えたい。最近の地域住民自治の取組の転機は、阪神・淡路大震災後の宝塚市の取組、2000年の地方分権一括法と平成の大合併後の、地方自治法上の「地域自治区」関連の取組の頃である。歴史的には、1969年の国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告「コミュニティ生活の場における人間性の回復」をきっかけに全国に様々なコミュニティ施策が見られるようになっている。ここでは、これまでの自治会町内会だけでなく新たな市民活動の創生を期待していた。

- ① 地方自治法に基づく地域自治区制度を用い、行政機能の分権化を図る例
- ② 自治基本条例など条例に権限権能を担保する例
- ③ 自治体が独自に要綱を定める例
- ④ 住民が独自に工夫する例

これらはいずれも、地域住民自治、つまり地域課題の把握やニーズに応じた活動を住民主体、ないしは協働的な解決手法によって実現しようとするものである。一例として、①を採用する宮崎市では、地域自治区ごとに地域コーディネーターの配置や事務所の設置、地域協議会による事業提案と実施チームづくり、また財源としてコミュニティ税（2009年度から2年で廃止、現在は一般財源で実施）を導入するなど先駆的な取組も生まれた。

##### (2) モザイク都市における住民自治

大都市における地域住民自治制度としては、名古屋市が要綱をつくりモデル実施した「地域委員会制度」が新しい。しかし、横浜市をはじめ大都市では、市域全体を包むような制度設計はあまりなされていない。また、人口規模が大きく、町丁レベルといったミクロの視点で都市を捉えると、

地区の特性はモザイク状に異なっており、一様な対応は困難である。言い換えれば、ミクロレベルの地域特性に応じた課題解決の取組や、政策実現を担う役割が必要ということである。市民と行政、市民と市民の間であって、地域特性に応じて柔軟に応答できる、いわゆる中間支援的な機能の必要性が増しているのである。家族機能の変化やライフスタイルの変化による暮らしのニーズの変化、世代交代による新旧住民のコミュニティ形成、孤立化や貧困への対応など、ミクロレベルの地域特性に応答できる中間支援の重要性は増すばかりである。特に市域全体や行政区域で十分な対応が難しい比較的大きな自治体では、地域ごとの特性に合わせた地域住民の創造的な活動支援や、複雑困難なニーズや専門性に対応する中間支援組織が、地域住民自治を進める上で不可欠な存在となっている。

##### (3) 中間支援組織の出現と成長プロセスに応じた役割変化

地域住民自治を進めるために、モザイク化・複雑専門化する地域課題を把握し、解決策を導く手助けとなる中間支援組織は、課題を持つ当事者やそれを身近なところで支える支援グループにより自生的に出現してきた。そうした中間支援組織について、成長プロセスに応じた役割の変化を整理したユニークな報告がある。（内海宏・桜井悦子、横浜市発行、調査季報152号、2009年3月）。一部加筆してまとめると次のようになる。

<創成期> ネットワーク化と交流促進、情報収集・発信

<成熟期> 調査研究、政策提案、活動支援、研修  
こうした共通する役割に加え、資金提供やNPOと行政・企業との協働の支援、共同事務所の運営を行う中間支援組織もある。

#### 2. 横浜における1970～80年代の中間支援組織

横浜市は、1960～70年代に爆発的な人口増を迎え、市街地が形成された。市民活動もその頃、環境保全・美化活動や、青空保育、移動図書館など暮らしに直結する身近な分野で発展した。70～80年代に入ると、神奈川県消費者の会連絡会、よこはまの川を考える会、カラバオの会（外国人の労



働・人権問題の総合支援)など、各分野の専門性をもった中間支援組織や、かながわまちづくり情報センター(通称:アリスセンター)といった分野を超えた総合的な中間支援組織が誕生している。また、急速に市街化した横浜の特徴とも考えられるが、戸塚区郊外のドリームハイツには、当時人口一万人ほどのエリアに、地域内の団体が様々な生活課題について話し合うネットワーク「地域のつどい」が同様な時期に生まれている。いずれも市民自らが、暮らしや社会の課題に向き合い、また理想の地域を目指して、集い、中間支援的な機能を生み出してきたのである。以下に特徴を整理する。

#### ○70~80年代中間支援NPOの類型

この頃に多く出現した中間支援組織は、活動領域に特化した分野型や、総合型である。ごくわずかであるが、地域型中間支援組織の先駆例がみられた。

#### ○構成員の特徴

市民性や現場性を強く持つ当事者集団を核とする中間支援組織、専門家集団を核とする中間支援組織がある。

#### ○中間支援組織の連携

小地域で活動する地域型の中間支援組織が、分野型、総合型と連携して機能を高めている。例えば、ハード整備や地域調査について両者が協働して取り組む例がある。

### 3. 中間支援組織の役割のひろがり

#### (1) 行政設置NPO支援センター

1970~80年代が横浜の中間支援組織の創世記といえる。その後、1998年のNPO法施行などを経て、中間支援組織が多様なかたちで生まれる。その一つが、行政設置型の市民活動支援センターである。これまで、いわゆるコミュニティ施設としては、公民館、児童館、図書館などがあり、社会教育法や児童福祉法、図書館法といった根拠法に基づき施設が設置されている。一方、市民活動支援センターに該当する根拠法はない。つまり、行政が必要性を認識し、独自に設置、あるいは事業として展開しているのである。その数は、日本NPOセンター「NPO支援センターの現状その①『NPOのひろば』2007年冬号」が把握している数だけでも200を超

える。横浜市では、市域を対象とした横浜市市民活動支援センターのほか、全18区に区版の市民活動支援センターが設置され、2013年4月1日施行の市民協働条例のなかに中間支援組織として位置づけられている。また、いわゆるコミュニティカフェなどを市民活動支援の地域拠点として制度的に位置付けて、市民活動支援を展開している区も複数現れ始めている。

#### (2) 協働型社会における中間支援組織

今後、ますますモザイク化・複雑専門化する地域ニーズに行政のみが応えていくには限界があるのは周知の事実となっている。また、そもそも市民視点に立った課題解決や政策づくりを進めていくには、市民等の力が不可欠である。このとき中間支援組織は市民等の代弁者となり、行政の直接の協働パートナーとして、あるいは市民等と行政の協働や市民同士の協働を支援する支援者として役割を果たす。市民社会の成熟に向けて、協働のコーディネートが中間支援組織の重要な役割となっているのである。こうした協働の実践や支援を通して中間支援組織そのものの力も育まれてきた。

#### (3) 中間支援組織としての地域協議体

身近な地域における課題解決や創造的営みは、まずそこに住む住民自らが連携・協働し、取り組んでいく必要がある。そうした組織体やネットワークとして、前述した地方自治法上の地域協議会や、自治体条例や要綱に基づく独自の住民自治協議会などの新たな自治組織や協議体が模索され、全国で試みられている。横浜市では、「元気な地域づくり推進事業」として、地域の多様な団体が連携・協働し、地域の課題解決や魅力づくりに取り組めるよう、手上げ方式による支援制度を用意してきた。事業に手を挙げるに際し、地域に協議体を組織化するという点において、これも身近な地域における中間支援組織の一つの形である。今後、こうした地域の多様な団体が連帯し、地域の総合的な運営を担う中間支援組織、つまり地域型中間支援組織の創出が期待されているのである。その立ち上げ期や、専門性の支援として、総合型や分野型の中間支援組織との連携が望まれる。著者が理事を務める総合型の中間支援組織は、近年、各地の地域型中間支援組織からの連携・協力の依頼が増えている。連携・協力の内容は以下である。

- ・ 新旧住民や多様なコミュニティが集う際の意見交換や合意形成、つながりのきっかけづくりなど、地域の当事者では扱い難い立ち位置が求められる際のファシリテーション
- ・ 調査等専門性が必要とされ、地域にそうした専門性を持つ人材や団体がいない際の技術的貢献
- ・ コミュニティビジネス化や、その主体となる組織づくり、法人化に関するアドバイス
- ・ 当該地域には無い事例や経験に関する情報提供
- ・ リーダー層を対象とした学び合いの場づくり

これらの機能や専門性は地域型の中間支援組織では十分でない場合があり、総合型、分野型中間支援組織との連携が求められる。また、地域型中間支援組織は、これまでとは異なるネットワークづくりや事業を展開しようとしている場合が多く、それをマネジメントする、リーダー層への内面的な支援や、相互に情報交換する場の必要性も増しているのではないかと考えられる。

#### 4. コミュニティ・エンパワメントと中間支援

##### (1) 地域型中間支援組織の主体形成

身近な地域で多彩な活動が自律的に展開し、必要に応じて連携・協働し課題解決や魅力あるまちづくりをしていく姿が理想とする地域社会像の一つである。このとき、市民同士の連携・協働をコーディネートし、まちを知る取組や、課題の整理、仲間づくりなどを進めていく必要がある。こうした役割を誰が担えばよいだろうか。自治会町内会が地域代表性を有していると考えれば妥当かもしれないが、組織体制や世帯数が十分でない場合は、体力的に難しい。また、その他の市民団体もそれぞれの地域の中での立場やこれまでの慣習などがあり、簡単ではない。以上のように見てくると、地域住民自治を進めていく上では、自治会町内会のみや、大規模自治体行政では用意することが難しい役割を担う地域型の中間支援組織が重要である。地域型中間支援組織を社会全体で認知し、自治会町内会やNPO、行政が支えていくこと、そして、地域型中間支援組織の必要性を自覚し、積極的に連携・協力していく分野型、総合型の中間支援組織が必要である。

##### (2) 新たな役割：地域の中の関係性の再構築／場の再構築

地域の中に必要な中間支援の今後の役割を展望したい。地域ニーズの多様化や担い手の固定化はどここの地域でも聞く地域まちづくりを進めていく際の困難な問題である。これは、もはや一つの団体・機関で解決するには限界がある。また、つながりが希薄な現代の地域社会では、顕在化しにくい声なき声を受けとめる場も必要である。こうした現実を受けとめ、応答していくためには、住民同士のネットワークづくりや、団体同士の間において、それぞれの持つ情報の共有や、目的に応じて柔軟に協働が進む支援が不可欠である。地域社会の中の新しい仲間づくり、つまり「新しい関係性を創り出す」役割が一層重要となっていると考えられる。

また、声なき声を受けとめる場であり、住民同士・団体同士が語りあい、分かちあう、そして自分を表現する場を創り出す役割も求められるだろう。昨今横浜に数多く生まれつつある、コミュニティサロンはその現れだろう。また、コミュニティサロンだけでなく、既存の自治会町内会館を開放し、常設型のサロンにしたり、乳幼児を持つ親子サロンを実施したりという例もみられる。こうした場は、新しい関係性を生み出すきっかけにもなり、ニーズを発見する場でもある。このように、「身近な公共の場を創り出す」役割も重要と考えられる。

#### 5 その先へ～地域ごとのオーダーメイドの学び合いの場

関係性や場を創りなおしていく役割が、地域社会の中の中間支援として重要である。そしてそこには、こうしたことを理解し、担っていく人が地域社会の中に必要である。担い手の世代交代が進むなか、地域社会の中の中間支援の役割を担う人材が多彩に存在することこそが重要である。しかし、残念ながらそうした人材を育む場はない。新たな役割を担う人材が地域の実情に合わせて育まれるよう、総合型中間支援組織等は、自治会町内会等の地域組織の協力を得て、地域住民自らが参画し、地域のビジョンや課題解決のプロセスづくりを学ぶことのできる、オーダーメイドの学び合いの場づくりに取り組んでいく必要があるのではないだろうか。

部会 I V 「スポーツと公益」

14:30～16:30 (総合研究棟 A110)

司会・討論者 飯田義明 (専修大学)

小林勉 (中央大学) 「開発問題とつながり始めるスポーツ」

河原工 (日本スポーツ振興センター) 「日本が取り組み始めたスポーツを通じた公益事業」

## 開発問題とつながり始めるスポーツ

中央大学 小林勉

先進国と途上国の格差是正へ向けた協力活動は先進国側の免れえない責任として顕在化し、そうした格差を是正しようと「経済開発」の方向に加えて、人間的・社会的側面を重視しようとする「社会開発」などが積極的に展開されてきている。社会開発という考え方は、住民参加、貧困対策、人権問題、女性支援、民主化、環境、ODA と NGO の連携など多岐に及ぶが、開発問題として捕捉すべき対象が広範囲に拡大するなか、国家や民族という枠組みを突き抜ける契機としてその可能性をスポーツに見だし、それを積極的に活用しようとする動きが近年目につくようになってきた。例えば、2003年11月3日、教育を普及、健康を増進、平和を構築する手段としてスポーツを重視し、各国の政府はそうしたスポーツのもつ可能性を積極的に活用すべきとの趣旨の決議が国連総会において採択されたことなどはその象徴である。実際、UNDP（国連開発計画）をはじめとする各国際機関などでも、開発プロジェクトをスポーツと連動させて展開し、そのなかで民族を融和させたり、教育や健康への意識を高めようという試みが始められている。こうした「国際開発」の領域においてスポーツを活用しようとする背景には、いっこうに縮まらない先進国と途上国の間の格差という問題を前に、伝統的・オーソドックスなアプローチによる開発援助の失敗、もしくはそうしたアプローチへの省察という認識がある。開発援助の主流を成してきた「経済開発」は、外部機関からの援助物資が供給されるのを待つ依存意識を途上国側に植え付け、ときに途上国の人々自らが主体的に暮らしを改善しようとする意思を萎えさせてしまう。また、行政の空白状態を埋めるためのシステムを構築しようと住民自身による組織作りを目指し、住民参加、保健衛生、教育など、様々な「社会開発」プログラムが実施されてきているものの、こうした試みも、行政への積極的な参加を促すまでにはなかなか繋がらない。かかる状況の中で、個人と個人、個人と社会をいかなるかたちで繋げながら開発に寄与できるのか。行き詰まる開発アプローチという問題を背景に、徐々にスポーツの活用可能性が注目され始め、このような活動や議論への関心が世界で高まりをみせてきている。

そこで部会Ⅳにおいては、これまで日本であまり注目されてこなかった「開発と平和を後押しするためのスポーツ（Sport for Development and Peace）：以下、SDP と表記」の展開を焦点化しながら、SDP が興隆した経緯について概説し、「開発問題とスポーツ」が、いかにつながり始めてきているのかについて考えようと思う。

## 日本が取り組み始めたスポーツを通じた公益事業

日本スポーツ振興センター 河原工

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致活動を契機に始まったスポーツ・フォー・トゥモロー (Sport For Tomorrow: SFT) は「世界のより良い未来を目指し、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを 100 カ国以上 1000 万人以上に届ける」ものである。2013 年 9 月の 2020 年東京大会の招致レースの最終プレゼンテーションで安倍首相が IOC 委員の前で SFT の構想を発表していることもあり、SFT は日本政府としての国際公約とも言える。

SFT は 2014 年から始まっている。しかし元来日本は、外務省によるスポーツ関連施設の整備や機材供与、JICA によるスポーツ指導者や体育教師のボランティア派遣などスポーツを通じた国際貢献の歴史は長い。また、地方公共団体は海外の姉妹都市とのスポーツ交流を行い、大学も開発途上国への国際貢献や交流事業を行っている。こういった今までの経験・実績を活用し、SFT を推進するために SFT コンソーシアムが 2014 年 9 月に設立された。コンソーシアムは、政府、スポーツ界、民間企業、自治体、大学、国際効力を行ってきた NGO などで構成され、情報共有、事業連携していく狙いがある。

オリンピック・パラリンピックを契機した国際貢献では、ロンドンの「International Inspiration Programme」が有名であり、UK Sport、British Council、UNICEF 等の国内主要組織が連携して開発途上国に対してスポーツイベント開催、スポーツプログラムの導入支援等を推進した。SFT も同様の活動を行うが、これらに加え、相手国のスポーツ政策への働きかけ、アカデミーを通じた人材育成、アンチ・ドーピング活動の促進支援という活動のコンセプトが加わったのが特徴である。

SFTは100国以上1000万人以上を対象としているが、国際スポーツ界や開発途上国から信頼を得るためには、数値目標の達成だけでなく、SFTプログラム自体の内容・質が問われる。そのためにはコンソーシアムとしての連携や継続した対応が必要である。

2011 年にスポーツ基本法が改訂され、スポーツの国際貢献・交流が国際相互理解や国際平和に大きく貢献するなど、スポーツが我が国の国際的地位向上に重要な役割を果たすとしている。それを具体化することは、SFT を通じて活動が 2020 年以降も定着することであり、そのためにスポーツ界による国際貢献活動を定着することや、国際協力を実施してきた団体に新たにスポーツをツールとした活動を増やすなどの戦略的な対応を検討する必要があるだろう。

この部会 IV においては、2014 年から始まったスポーツを通じた国際貢献事業の取り組みを概説し、目標達成に必要な方策や、2020 年以降もスポーツを通じた国際貢献が続くための取組や課題を考えてみたいと思う。